

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、老人ホームにおいて、介護主任として介護業務に従事していたが、既往症である心筋梗塞の再発の不安を理由として無断欠勤したところ、事業場から送られてきた介護主任を解任する旨の辞令を見てショックを受け、自宅に引きこもりがちとなり、その後も出勤をしなかったため、○病院を受診し、「抑うつ神経症」と診断された。その後、事業場から解雇する旨の通知が届いたものである。

請求人は、業務上の事由により精神障害を発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

精神障害を発病したのは、施設長のパワハラや降格処分や解雇が原因であり、私的には特に問題となるものもないため、仕事が原因である。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 43.2 適応障害」を平成○年○月中旬頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

・ 請求人が主任を解任されたことは、「左遷された」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、主任としての責任感の欠如や職場のルールを守らない等、自ら招いた結果によるものと認められることから、心理的負荷の強度を「Ⅰ」に修正した。

・ 施設の利用者を病院に受診させなかったことにより始末書を提出したことは、「会社で起きた事故（事件）について、責任を問われた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、再発防止の観点から当然のことであり、請求人に対してペナルティを課されることもなかったことから、心理的負荷の強度を「Ⅰ」に修正した。

・ 施設長からのパワハラについては、入所者の命を預かる立場上、必要な指導であり、業務指導の範囲を超えるものとは認められない。また、事業場から解雇する旨の通知が届き、ショックを受けたことは、発病後の出来事であるため、評価の対象とはしない。

・ 出来事後の状況が持続する程度による心理的負荷の評価について検討すると、請求人は

休業していることから、出来事後の状況の持続性はない

よって、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断される。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

請求人が、以前、心筋梗塞を発病したことは、「自分が重い病気やケガをした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」であるが、入院し検査をしたところ、異常がない旨の診断結果がでていることから、心理的負荷の強度を「Ⅱ」に修正した。

請求人は、心筋梗塞を発病後、体調不良、意欲低下等を訴え、「反復性うつ病」と診断され、治療を受けていたことが認められる。

(4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であり、請求人に発症した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月中旬頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

・ 施設長からのパワハラについては、関係者からの聴取内容からは、請求人の人格や人間性を否定するような言動は認められず、施設長の発言は、管理者としての業務の範疇であると認められる。また、請求人が受理した解雇通知については、発症後の出来事であり、評価の対象とはしない。

・ 「主任解任」については、「左遷された」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、自己の職責にふさわしくない勤務状況が認められたため、心理的負荷の強度を「Ⅰ」に修正した。

・ 「始末書の提出」については、「会社で起きた事故（事件）について、責任を問われた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、減給等のペナルティはなく、連帯責任を問われたものであることから、心理的負荷の強度を「Ⅰ」に修正した。

・ 出来事後の状況が持続する程度による心理的負荷については、請求人は休業しているため、評価する必要はない。

よって、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断される。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

請求人が、以前、心筋梗塞を発病していることは、「自分が重い病気やケガをした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」であるが、入院し検査をしたところ、異常がない旨の診断結果がでていることから、心理的負荷の強度を「Ⅱ」に修正した。

請求人は、心筋梗塞を発病後、「反復性うつ病」と診断され、治療を受けていた。

(4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」に至るものではなく、請求人に発

症した精神障害は、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。